

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和6年3月13日午後1時00分～午後5時20分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 署長会議の開催について

4月5日、警察本部において、署長会議を開催する旨の報告があった。

(2) 速度抑制を目的とした信号機の特別運用の効果等について

令和5年10月から交通事故抑止対策の一環として土曜日、日曜日及び祝日の昼間帯に実施している信号機の特別運用について、速度抑止効果が確認できた旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 本運用について、府民に広く周知しながら実施した結果、十分な効果が得られたものと承知している。速度抑止は、交通事故の抑止に繋がると思われることから、引き続き、積極的な運用をお願いしたい。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、57件の行政処分を決定した。

(2) 特定抗争指定暴力団等の指定の延長について

特定抗争指定暴力団等に指定中の六代目山口組及び神戸山口組について、同指定を延長する旨のほか、指定の延長を官報に公示する旨及び両団体の代表者に指定延長通知書を交付する旨の上申があり、審議の結果、可として決裁した。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく代行聴聞結果及び行政処分の決定について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分1件について上申があり、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止を決定した。

(4) 不服申立てに対する裁決について

ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案

運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案3件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。

イ 運転免許証交付処分に対する審査請求事案

運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。

ウ 行政庁による措置等に対する審査請求事案

行政庁による措置等の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は行政不服審査法に基づく審査請求の対象となる処分には当たらず、不適法であることから却下とした。

- (5) 苦情・意見要望等の受理等について
 - ア 苦情 1 件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答を決定した。
 - イ 苦情・意見要望等 16 件の報告があり、審議の結果、意見要望等としてそれぞれ処理方針を決定した。
- (6) 警察署協議会委員の委嘱について
警察署協議会委員 1 人の委嘱について上申があり、可として決裁した。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく 6 月以上の営業休止に係る行政処分の決定について
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「正当な事由なく 6 月以上の営業を休止し、現に営業を営んでいないこと」に係る行政処分 2 件について上申があり、いずれも風俗営業許可の取消しを決定した。
- (8) 警察職員等の援助要求について
警察法第 60 条第 1 項の規定に基づく、警察職員等の援助要求 1 件について上申があり、可として決裁した。
- (9) 随意契約による免許関係事務等の委託及び公示について
免許関係事務として、仮運転免許試験補助業務、認知機能検査及び運転技能検査の 3 業務を、講習として、指定自動車教習所職員講習、高齢者講習・臨時高齢者講習等の 5 業務を、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 までの間、府下の自動車教習所等に委託する旨の上申があり、可として決裁した。また、委託期間中、公安委員会の掲示板に免許関係事務の内容等について公示することを決定した。

2 報告事項

- (1) 令和 5 年度下半期における大阪府監査委員による監査の結果について
地方自治法に基づき、令和 5 年度下半期における大阪府監査委員による監査の結果について報告があった。
- (2) 2 月中の懲戒等措置結果について
2 月中の懲戒等措置結果について報告があった。
- (3) 少年による大麻取締法違反事件について
少年による大麻取締法違反事件について報告があった。
- (4) 刑事部主管に係る 2 月中の専決事務の処理状況について
2 月中における刑事部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。
- (5) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について
3 月 4 日から 3 月 10 日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。
- (6) 警察職員等の援助要求について
警察法第 60 条第 1 項の規定に基づく、警察職員等の援助要求 10 件について報告があった。

以上